

## 専決処分報告（損害賠償及び和解）

令和元年（2019年）9月17日提出

札幌市長 秋元克広

市長において、地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により下記のとおり専決処分をしたので、同条第2項の規定によりこれを報告する。

## 記

本市は、本市の業務に関して発生した事故24件について、次のとおり損害賠償の額を定め、和解する。

番号	専決処分年月日 相手方	事故の概要	損害賠償の額
1	平成31年4月1日 札幌市北区在住者	平成31年1月7日、札幌市南区南沢4条1丁目において、本市の土木業務用のリース車と相手方の自動車が接触したもの	62,540円
2	平成31年4月16日 札幌市厚別区在住者	平成31年3月14日、札幌市厚別区厚別西5条6丁目において、自宅の駐車場から本市が管理する道路に入ろうとした相手方の自動車が、当該道路上の雨水 <sup>ます</sup> 柵と歩道の接続部分に生じた段差により損傷したもの	16,200円
3	平成31年4月27日 札幌市南区在住者	平成30年12月7日、札幌市南区澄川5条5丁目において、相手方の住宅のシャッターが、本市の <sup>じんかい</sup> 塵芥車の接触により損傷したもの	234,880円

番号	専決処分年月日 相手方	事故の概要	損害賠償の額
4	令和元年5月17日 札幌市中央区在住者	平成31年3月29日、札幌市中央区南21条西6丁目において、本市が管理する道路を走行中の相手方の自動車が、歩道の縁石から露出した鉄筋により損傷したものの	25,142円
5	令和元年5月21日 札幌市北区在住者	平成31年3月30日、札幌市北区篠路町上篠路において、本市が管理する道路を走行中の相手方の自動車が、当該道路上の浮き上がった雨水 <sup>ます</sup> 樹の蓋により損傷したものの	244,543円
6	令和元年5月22日 札幌市東区在住者	平成31年4月2日、札幌市東区東苗穂8条2丁目において、本市が管理する道路から店舗の駐車場に入ろうとした相手方の自動車が、浮き上がった歩道の縁石により損傷したものの	183,881円
7	令和元年5月24日 小樽市在住者	平成30年8月23日、札幌市手稲区手稲星置において、本市が管理する道路を走行中の相手方の自動車が、当該道路上の障害物により損傷したものの	32,443円
8	令和元年5月29日 札幌市南区在住者	平成31年4月12日、札幌市南区石山1条3丁目において、本市の公務用のリース車と相手方の自動車が接触したものの	23,635円
9	令和元年5月29日 札幌市豊平区 医療法人礼風会	令和元年5月1日、札幌市南区南39条西11丁目において、本市の救急隊員が、救急活動中に誤って相手方のクリニックの内壁を損傷したものの	54,000円
10	令和元年6月6日 札幌市白石区 株式会社北海マシンサービス	平成30年6月8日、札幌市中央区北1条西17丁目において、本市が管理する道路を走行中の相手方の自動車が、街路樹の枝に接触し損傷したものの	210,900円

番号	専決処分年月日 相手方	事故の概要	損害賠償の額
11	令和元年6月10日 札幌市中央区在住者	令和元年5月12日、札幌市中央区南2条西1丁目において、本市が管理する道路を走行中の相手方の自動車が、当該道路上の穴により損傷したもの	23,832円
12	令和元年6月13日 札幌市西区 株式会社吉本電業社	平成31年4月5日、札幌市西区山の手3条7丁目において、本市の緑化業務用のレンタカーと相手方の自動車が接触したもの	170,146円
13	令和元年6月17日 札幌市中央区 株式会社SYOKUSAN	平成31年4月3日、札幌市中央区南4条西10丁目において、相手方の駐車場の壁が、本市の福祉業務用のリース車の接触により損傷したもの	280,800円
14	令和元年6月20日 札幌市北区在住者	平成30年10月3日、札幌市北区新琴似1条12丁目において、本市が管理する道路を歩行中の相手方が、当該道路上の穴により転倒し、負傷したもの	25,946円
15	令和元年6月24日 札幌市厚別区在住者	令和元年5月14日、札幌市清田区平岡公園東5丁目において、市立小学校の敷地内に駐車中の相手方の自動車が、本市が設置したポールが転倒したことにより損傷したもの	48,515円
16	令和元年7月6日 北広島市在住者	令和元年5月8日、札幌市豊平区福住3条9丁目において、本市が管理する道路を走行中の相手方の自動車が、当該道路上の穴により損傷したもの	30,197円
17	令和元年7月11日 札幌市手稲区在住者	令和元年6月3日、札幌市西区八軒1条東4丁目において、駐車中の相手方の自動車が、市立中学校の部活動中に敷地から飛び出たボールにより損傷したもの	127,116円

番号	専決処分年月日 相手方	事故の概要	損害賠償の額
18	令和元年7月16日 札幌市北区 有限会社オーク・ ランド	令和元年6月6日、札幌市中央区北4条西28丁目において、停車中の相手方の自動車が、市立中学校敷地内の草刈り作業中に飛散した小石により損傷したもの	143,208円
19	令和元年7月19日 札幌市西区在住者	令和元年5月20日、札幌市西区発寒6条12丁目において、駐車中の相手方の自動車が、市立幼稚園の園児の投石により損傷したもの	537,376円
20	令和元年7月19日 札幌市西区在住者	令和元年5月20日、札幌市西区発寒6条12丁目において、駐車中の相手方のバイクが、市立幼稚園の園児の投石により損傷したもの	82,336円
21	令和元年7月19日 札幌市東区在住者	令和元年6月9日、札幌市東区北22条東21丁目において、走行中の相手方の自動車が、市立中等教育学校の部活動中に敷地から飛び出たボールにより損傷したもの	251,184円
22	令和元年7月20日 石狩市在住者	令和元年6月18日、札幌市北区新川西1条6丁目において、本市が管理する道路を走行中の相手方の自動車が、当該道路上の穴により損傷したもの	22,024円
23	令和元年7月23日 札幌市清田区在住者	令和元年6月14日、札幌市清田区清田3条3丁目において、相手方の子の楽器が、市立中学校の部活動中にそれたボールにより損傷したもの	352,080円
24	令和元年8月4日 札幌市厚別区在住者	令和元年7月16日、札幌市南区真駒内泉町1丁目において、本市が管理する道路から店舗の駐車場に入ろうとした相手方の自動車が、歩道の縁石から露出した鉄筋により損傷したもの	24,678円